平成２６年３月号

男女共同参画時代をつくる
～男女共同参画に関するＱ＆Ａ～

（２月号から）

Ｑ２６　毎年３月１日から３月８日は「女性の健康週間」とはどういうことですか。

Ａ２６　「女性の健康週間」は、平成１９年４月に策定された「新健康フロンティア戦略」において、「女性の健康週間」が柱の一つに位置付けられ、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援するために創設されました。

健康寿命と平均寿命の差、すなわち、「日常生活に制限のある期間」は、平成２２年には男性で９.１３年、女性で１２.６８年であり、女性の方が何らかの障がいをもって生きている期間が長いことが示されています（図）。健康寿命の延伸のためには、平均寿命の延伸と共に、「日常生活に制限のある期間」を少なくすることが重要ですが、特に女性では日常生活に制限なく長生きできるための取り組みを進めることが必要とされています。

女性の健康寿命を延伸させるためには、がんの予防や早期発見が重要であることから、４０歳以上の女性には乳がん検診、２０歳以上の女性には子宮頸がん検診の受診を勧めていますが、その検診受診率は乳がんで３９.１％（４０歳以上女性）、子宮頸がんで３７.７％（２０歳以上女性）と未だ低い水準に留まっています。

がん死亡を減らすために、がん検診の受診率を平成２８年度に５０％まで引き上げることを目標としており、がん検診の受診率を更に向上させていく必要があります。

受動喫煙による健康被害の存在は、日本における研究によって世界で初めて示されました。この研究では、一日あたり２０本以上喫煙している夫を持つ妻では、喫煙しない夫を持つ妻に比べて、肺がんで死亡するリスクが約２倍であることが示されています。国立がん研究センターの研究によると、家庭や職場での受動喫煙で一年間には少なくとも４,６００人の女性が亡くなっていると推計されており、受動喫煙防止対策の推進は女性の健康を向上させる上で極めて重要な対策です。

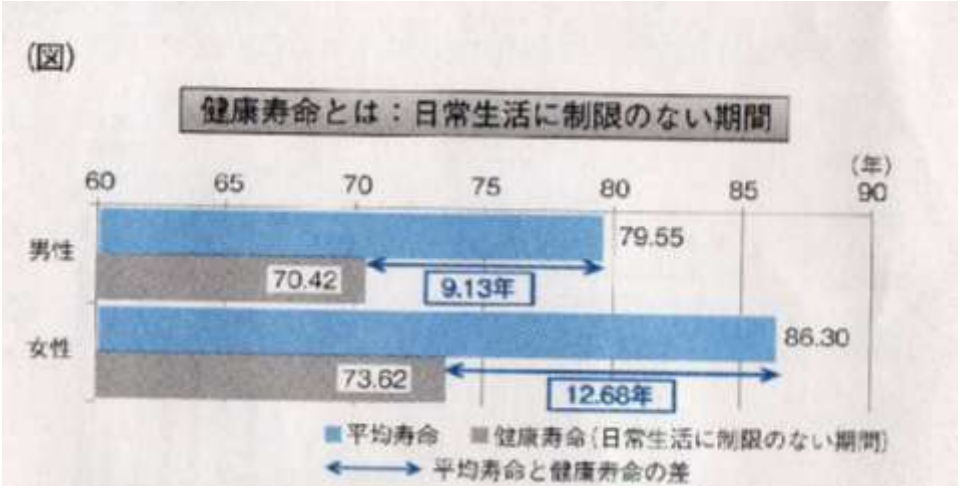

資料出所　共同参画２０１４・２

（４月号に続く）